

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 11 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600114号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600025号

第1 結論

昭和40年*月から昭和44年3月までの請求期間、同年10月から昭和53年12月までの請求期間及び昭和59年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和40年*月から昭和44年3月まで
② 昭和44年10月から昭和48年12月まで
③ 昭和49年1月から昭和53年12月まで
④ 昭和59年4月から同年9月まで

私が二十歳(昭和40年*月)になった頃に、母が、A市B区役所において大学生であった私の国民年金の任意加入手続を行い、同区役所の集金人に国民年金保険料を納付してくれたと、私は母から聞いている。また、私は、その後に結婚し、夫の転勤によりC市、D市及びE市に転居したが、保険料については全て納付したはずであり、保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の国民年金の加入手続は、A市B区の国民年金受付処理簿の手帳送付年月日(昭和44年5月29日)及び請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和44年4月頃に行われたものと推認でき、国民年金被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)及びオンライン記録により、請求者の国民年金被保険者の資格取得日が同年4月1日であることが確認できることから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は既に亡くなっており、その証言を得ることができず、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、請求期間①に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

2 請求期間②について、請求者が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄によると、昭和44年10月から昭和45年3月までの期間に係る印紙の貼り付け及び検認印はないことが確認できる。

また、請求者は、昭和45年7月頃にC市において、住所変更手続を行うとともに、初回分の国民年金保険料を現金で納付したと主張しているが、上記国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄からは納付したことが確認できない。

さらに、請求者の被保険者台帳によると、昭和44年度の備考欄には、昭和44年10月から昭和45年3月までの期間に係る国民年金保険料が未納である旨の記載が確認できる。

加えて、上記被保険者台帳によると、昭和45年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後任意加入による資格取得で、昭和54年1月12日と記載されていることが確認できることから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

3 請求期間③について、被保険者台帳によると、昭和45年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後任意加入による資格取得で、昭和54年1月12日と記載されていることが確認できることから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、年金事務所から提出された国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の新たな記号番号は、昭和53年9月29日にD市に払い出されたことが確認でき、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和54年1月頃に行われたものと推認でき、被保険者台帳及びオンライン記録により、請求者の国民年金被保険者の資格取得日が同年1月12日であることが確認できることから、被保険者台帳の国民年金被保険者資格取得日と符合している。

4 請求期間④について、請求者から提出された昭和60年5月にE市から送付された「昭和59年度国民年金保険料納付記録通知」（昭和60年4月末作成）において、当該期間の国民年金保険料は「ミノウ」と記載されていることが確認できる上、E市の国民年金被保険者名簿においても当該期間の保険料が未納と表示されていることが確認できる。

また、請求者は、昭和59年8月18日に、金融機関で国民年金保険料口座振替の手続時に、金融機関から、しばらく時間がかかることから、1回分の保険料は現金で納付してほしいと言われたので、請求期間④の保険料を現金で全納したと主張しているが、当該金融機関は、請求期間④当時の国民年金保険料に係る納付書（控え）について保存期間経過により保管していないと回答しており、具体的な保険料の納付状況が確認できない。

5 そのほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①から④までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600142号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600024号

第1 結論

昭和42年*月から昭和44年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年*月から昭和44年10月まで

A町(現在はB市)から受け取った昭和47年3月13日付けの国民年金に係る事務連絡文書が最近になって出てきた。その文書には請求期間を含む昭和42年*月から昭和47年3月までの国民年金保険料が納付済みであることが記載されていることから、母が私に代わって請求期間の保険料を納付してくれていたと思われる。調査の上、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和47年1月31日に払い出されていることから、国民年金の加入手続が行われたのも同時期と推認でき、A町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、請求者の国民年金被保険者の資格取得日は、当初昭和44年*月*日と記録されているところ、平成24年2月10日付けで昭和42年*月*日に訂正されているため、請求者の国民年金の加入手続が行われた時点(昭和47年1月頃)では、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる時期(昭和47年1月頃)は、第1回特例納付の実施期間中であるが、日本年金機構は、請求者の特例納付に係る関連資料は確認できない旨回答している上、請求者に係る特殊台帳の納付記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、A町において国民年金の転出手続を行った際に受け取ったとする昭和47年3月13日付けの国民年金に係る転出の事務連絡文書を提出し、その文書の納付記録欄に「42.*~47.3納付ズミ」と記載されていることから、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、当該文書の記載内容についてB市に照会したが、同市は当時の資料がなく不明である旨回答している上、請求者の請求期間の保険料を納付して

いたとする請求者の母は既に死亡しその証言を得ることができず、請求者は請求期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、請求期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

このほか、上記事務連絡文書以外に請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。